

## 罹災時のし尿・浄化槽汚泥の受け入れについて

### 罹災時のし尿・浄化槽汚泥の収集について

- 奄美市・龍郷町にお住まいの方で、住居等が罹災（りさい）し、し尿・浄化槽汚泥（以後「し尿等」）を排出する際は、奄美市・龍郷町の許可業者により、有良汚泥再生処理センターに搬入することができます。
- 罹災し尿等は、事前に手続きをしていただいた場合、処分手数料が無料になります。
- 減免申請の有効期間は、減免申請後6ヵ月間とし、それ以降は通常の処分手数料がかかります。

### 搬入する際の注意事項

- ・減免申請の際は、事前にお住まいの地域の市役所、町役場にお問合せください。
- ・減免申請の際は、罹災証明書、罹災現場の写真が必要になります。

#### <罹災証明書の発行元>

- 〔 火 災：所轄の消防組合
- 〔 風水害等：お住まいの地域の市役所、町役場

- ・罹災状況や搬入量によって、搬入制限がかかる場合がございます。

### 搬入日時

月～金(土日祝除く、要事前問合せ)

午前8時30分～12時

午後1時～5時

### 搬入できないもの

- ・し尿・浄化槽汚泥以外のもの

#### <お問い合わせ先>

##### ●奄美市

奄美市環境対策課

奄美市名瀬幸町25番8号

T E L : 0997-52-1111

F A X : 0997-52-1001

##### ●龍郷町

龍郷町生活環境課

龍郷町浦110番地

T E L : 0997-69-4525

F A X : 0997-62-2535